

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合
住之江工場更新・運営事業

入札説明書等に対する第2回質問への回答

平成29年12月20日

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

入札説明書に対する質問への回答

	ページ	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	15	5	1	(5)	ア	運営事業者の設立に関する要件	「落札者は、特定事業契約の仮契約締結までに、...運営事業者を設立すること。運営事業者は...、構成市内に本店を置くこと。」とありますが、事業費削減の観点より、運営事業者の本店を、運営開始時より、本施設内に設置してもよろしいでしょうか。	可とします。詳細については、協議により決定するものとします。
2	28	7	3	(2)		要求水準に関する誓約書(様式第12号)	「綴じずに1部提出すること」とありますが、様式第12号[2/2]はページ数を鑑み、製本が必要と考えます。よって、当記述は様式第12号[1/2]に対するものと考え、様式第12号[2/2]はファイル製本等の形式で1冊にまとめ、様式第12号[1/2]に添付する形で提出するものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。

要求水準書に対する質問への回答

編	ページ	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
3	1	5	1	4	(6)	イ 河川保全区域、河川区域	河川区域、河川保全区域を工事期間中の駐車場や解体物の保管スペースとして利用することは可能でしょうか。	河川区域には荷重制限等があります。詳細は、大阪府に確認する必要があります。
4	2	9	1	2	(5)	搬入台数	1日当たりの最大搬入車両台数及び平日平均搬入車両台数は、「表2-4」においてお示ししておりますが、適正な人員体制及び混雑時間帯の把握の為に下記事項をご教示下さい。 既存施設稼働時における「直営及び許可業者」、「自己搬入」の平日各時間帯（1時間毎等）の平均搬入車両台数。 既存施設稼働時における「直営及び許可業者」、「自己搬入」の土曜日・祝日の各時間帯（1時間毎等）の平均搬入車両台数、もしくは、貴組合が想定する土曜日・祝日の各時間帯（1時間毎等）の搬入車両台数。 （特に、土曜日・祝日に関しては、施設内の従業員数が平日に比べ低減する為、混雑状況を想定した、人員体制の構築が必要となりますのでご教示願います）	既存施設稼働時における直営、許可業者、自己搬入の曜日及び時間帯別平均搬入車両台数（平成26年7月、平成27年1月の実績）は別紙のとおりです。
5	2	60	3	3	(7)	ア (エ) 助燃バーナ操作方式	操作方式として、「着火：自動、遠隔及び現場手動」とのご指示ですが、安全上の観点から着火は現場手動としてもよろしいでしょうか。	可とします。
6	2	61	3	4	(2)	ア ボイラ本体	ボイラ水管、および過熱管の減肉速度は材質や温度条件だけでなく、処理するごみの性状の影響を受けます。適正なボイラの維持管理費用を把握するため、貴組合他工場（高温高压化が図られている工場）におけるボイラの肉厚測定記録を開示して頂くことは可能でしょうか。	当組合において高温高压化を図っておりません東淀工場（蒸気条件：4 MPa、400℃）のボイラ肉厚測定記録を提示します。閲覧方法は、別に示します。
7	2	67	3	4	(6)	ウ (サ) 蒸気タービン復水器サ 構造	「容量は、高質ごみ定格稼働時に発生する蒸気量から、プラント設備で運転中に常時使用する高圧蒸気を除いた全量をタービンバイパスに流した時の蒸気量（タービンバイパス減温水を含む）に対し、適切な余裕を持たせる。」とあります。復水器の容量としては提示条件にて復水可能な容量としますが、河川水の入口と出口の温度差が現状の取水条件である7℃差を超過します。したがって、河川管理者との協議の結果、取水条件が変更できなかった場合、温度差が取水条件を超過する可能性のある際は、蒸気量を減少させて対応する運用としてもよいでしょうか。	可とします。
8	2	101	3	5	(4)	(カ) 湿式有害ガス除去装置 排ガス条件	前回質問回答にて排ガス洗浄装置入口のHCL, SOx分析データを開示しておりますが、長期間の変動を把握するため、排ガス洗浄装置入口の連続分析計データ（HCL, SOx）を月報ベースで3か年程度提示頂けないでしょうか。 また、1日の期間内での濃度変動を把握するため、排ガス洗浄装置入口の連続分析計データ（HCL, SOx）を日報ベースで1週間程度提示頂けないでしょうか。	住之江工場と同様、市域南部に立地しております平野工場における1, 2号炉ろ過式集じん器出口（排ガス洗浄装置入口）の連続排ガス分析計データについて、以下の期間の月報及び日報を提示します。 月報：平成26年度～平成28年度 3か年分 日報：平成26年度（H27.03.20～26 春期） 平成27年度（H27.12.01～07 冬期） 平成28年度（H28.08.11～17 夏期） 閲覧方法は、別に示します。

	編	ページ	章	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
9	2	192	3	11	(4)	工	高圧電動機制御盤	「誘引通風機等の高圧電動機の回転数制御に必要な制御装置と制御装置故障時のバックアップ用リアクトル始動装置により構成する」とありますが、低圧電動機を用いる場合は、バックアップ用リアクトル始動装置は不要との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書のとおり、参考です。
10	2	266	4	1	(2)		各施設における主な改修計画	入札説明書等に対する第1回質問への回答に係る追加資料につきまして、工水の引込状況を確認することが出来ませんでした。工水は新規引込ではなく、既設にて引込みされているものと考えてもよろしいでしょうか。	組合が所有する資料を提示します。閲覧方法は、別に示します。
11	2	276	4	10	(1)	ア	10 建築機械設備工事 (1)共通事項	「既設の建築機械設備については基礎も含めて全て撤去、機器の更新を行うことを基本とし、～」とありますが、外構の既設汚水中継槽はポンプの更新を行い、汚水中継槽の躯体は再利用としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、原則として撤去することとしますが、機能性、耐久性の面で問題の無いことが確認できるものについては、組合との協議により既存流用も可とします。
12	2	276	4	10	(1)	ア	10 建築機械設備工事 (1)共通事項	「既設の建築機械設備については基礎も含めて全て撤去、機器の更新を行うことを基本とし、～」とありますが、外構の汚水排水管路および柵については管路の割れや勾配に問題ないことを確認できた場合、部分的に既設利用としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、原則として撤去することとしますが、機能性、耐久性の面で問題の無いことが確認できるものについては、組合との協議により既存流用も可とします。
13	2	282	4	10	(4)	オ	排水柵	「車両通行部以外は塩ビ柵でも可とする。」とありますが、耐荷重及びメンテナンスが可能な深さを確保した場合は、車両通行部においても塩ビ柵を使用してもよろしいでしょうか。	機能性、耐久性の面で問題の無いことが確認できるものについては、可とします。

様式集に対する質問への回答

	様式	大項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
14	様式第12号 [2/2] 設計・建設業 務要求水準内 容確認記入表 (2/2)	第3章 11	(1) 工 (イ)	電動機の起 動法	起動補償が必要となる電動機容量については、実施設計時に「電圧降下計算書」を作成・検討のうえで実施設計図書に記載させていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。
15	様式第12号 [2/2] 設計・建設業 務要求水準内 容確認記入表 (2/2)	第3章 11	(6) ア (キ)	定格	低圧動力盤の定格しゃ断容量については、実施設計時に検討のうえで実施設計図書に記載させていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。
16	様式第12号 [2/2] 設計・建設業 務要求水準内 容確認記入表 (2/2)	第3章 11	(7) ア (ケ)	極数	プラント保安用発電機の極数については、実施設計時に検討のうえで実施設計図書に記載させていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。
17	様式第12号 [2/2] 設計・建設業 務要求水準内 容確認記入表 (2/2)	第3章 11	(8) ア (ク)	蓄電池	直流電源設備の容量・構成については、実施設計時に検討のうえで実施設計図書に記載させていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。
18	様式第12号 [2/2] 設計・建設業 務要求水準内 容確認記入表 (2/2)	第3章 12	(2) キ	データウェ イ	データウェイの伝送速度については、実施設計時に検討のうえで実施設計図書に記載させていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。
19	様式第12号 [2/2] 設計・建設業 務要求水準内 容確認記入表 (2/2)	第3章 12	(5) ア	計器盤	計器盤の数量については、実施設計時に検討のうえで実施設計図書に記載させていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。
20	様式第12号 [2/2] 設計・建設業 務要求水準内 容確認記入表 (2/2)	第3章 12	(5) イ	ビデオプロ ジェクタ	ビデオプロジェクタの形式については、実施設計時に検討のうえで実施設計図書に記載させていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。

基本仮契約書（案）に対する質問への回答

21	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	質問への回答
	9	4			運営業務	<p>条文より「運営事業者は、運営業務を運営業務委託契約の定めるところに従って遂行し、運営企業に、これを確実にせしめる。」とありますが、運営業務について、より充実したサービスを実現する盤石な体制とするため、運営事業者からの再委託契約の受託先を「運営企業」と運営企業の親会社でありDBO事業における事業管理実績を有する「代表企業」の共同企業体とすることは可能と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>当グループといたしましては、豊富な運転実績を有する「運営企業」と豊富なDBO事業管理実績・維持管理実績を有する「代表企業」が一体となり、代表企業主導で事業運営にあたる体制が最もDBO事業に適していると考えております。本事業におきましても、是非とも、当該体制を提案させていただきたく、ご検討いただけますようお願いいたします。</p>	<p>可とします。</p> <p>ただし、運営企業を共同企業体とする場合は、その役割分担についても適正であるか確認します。</p>

建設工事請負仮契約書（案）に対する質問への回答

	資料名	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
22	工事約款	5	1		契約の保証	<p>条文に「受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。」とありますが、仮契約の締結ではなく、「本契約の締結（成立）と同時に」と解釈してよろしいでしょうか。</p>	お見込のとおりです。